

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本
国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関
する交換公文（新旧対照）

（参考）

改正後	改正前
(協定の規定の適用範囲に関する交換公文) (日本側書簡) (訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定(以下「協定」という。) に言及し、日本国政府と同機構との間に合意された次の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。 1 (略) 2 千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書第十四条(b)の規定の協定に基づく適用	(協定の規定の適用範囲に関する交換公文) (日本側書簡) (訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定(以下「協定」という。) に言及し、日本国政府と同機構との間に合意された次の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。 1 協定に引用されている千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書第六条(a)の規定は、千九百六十四年四月二十八日以後に生じた所得について適用される。その所得に関して協定の発効日前に納付された税額でこの規定に基づいて過納となるものの還付金には、同日前の期間については、利子を附さないものとする。 2 千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書第十四条(b)の規定の協定に基づく適用

は、経済協力開発機構が日本国民に対して支払う給与及び手当に対して、日本国政府及び地方公共団体が日本国の税法の規定に従って課税することを妨げるものではない。

(注…この2の規定は、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について同機構が日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなる。)

³(a) 協定によつて与えられる特権及び免除は、阻害されることのない経済協力開発機構の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

(b) 経済協力開発機構は、同機構の規則に従い、(a)の特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。

(c) 経済協力開発機構は、(a)の特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

⁴ 日本国政府及び経済協力開発機構は、特権及び免除の範囲

は、経済協力開発機構が日本国民に対して支払う給与及び手当に対して、日本国政府及び地方公共団体が日本国の税法の規定に従って課税することを妨げるものではない。

の観点から協定を最新のものとするについての協議を継続する。

(以下略)

(以下略)